

令和 8 年 9 月 1 日

消 費 者 庁

**「詐欺的な事業の破綻により多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす悪質商法
に係る対策パッケージ」を公表します**

詐欺的な事業の破綻を伴う悪質商法は、従来から、消費者に深刻な被害を発生させてきました。これまでも様々な対策を講じてきたところですが、近年でも依然として被害が発生しています。しかしながら、こうした悪質商法は、いったん被害が発生すれば回復するのが困難であるという実態及び被害が顕在化しにくいという事案の特性を踏まえ、何よりも早期の対応を図ることが重要です。

こうした点を踏まえ、消費者庁が設置した「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム」における検討結果を取りまとめ、公表するものです。

具体的には、消費者庁において、様々な情報を集約した上で、①AIも活用した情報の分析により、破綻の初期兆候等を早期に捕捉した上で、②早期の関係機関への情報提供や行政処分を行うとともに、③必ずしもそれらに至らない事案であっても国民の皆様にも早期警戒情報を発出します。

また、財産保全及び被害回復についても、関係行政機関や金融機関等への情報提供を早期化することにより、振り込め詐欺救済法等の活用につなげます。

なお、本パッケージは、関係省庁、国民生活センターを始めとする関係機関と連携し、実効性のあるものとしてまいります。

(参考)

- ・「詐欺的な事業の破綻により多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす悪質商法に係る対策パッケージ」(概要)
- ・「詐欺的な事業の破綻により多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす悪質商法に係る対策パッケージ」(本文)